

## 新たな駐車対策法制の施行状況について

### 1 放置車両の確認状況（6月1日から15日間）

放置車両確認標章取付件数

80,681件（1日当たり約5,379件）

うち駐車監視員 22,405件（27.8%）

昨年中の1日当たり違法駐車標章取付け件数 約5,700件

うち貨物自動車 12,367件（15.3%）

昨年中の放置駐車違反取締り件数に占める貨物自動車の割合 15.1%

東京23区内の瞬間路上駐車に占める貨物自動車の割合 42.6%  
（平成17年10月調査）

### 2 駐車許可事務の取扱い状況（6月1日から15日間）

駐車許可事務取扱い件数

- 許可件数 29,753件（1日当たり約1,984件）

昨年中の許可件数の約3倍

うち引越しの許可件数は 1,059件（1日当たり約70件、昨年の約2.7倍）

訪問介護等については20,803件（同 約1,387件、約2.6倍）

### 3 効果の例

- (1) 交通渋滞の減少 都内は施行後14日間の対前年比、大阪は施行前後20日間の比較

都内主要路線（晴海通り、新宿通り、明治通り、京葉道路等10路線、約32.1km）

渋滞長 - 34.5% 旅行速度 + 14.7%

大阪市四つ橋筋（約4.7km） 渋滞時間 - 51.5% 旅行時間 - 15.9%

堺筋（約4.9km） 渋滞時間 - 13.2% 旅行時間 - 21.6%

- (2) 放置駐車台数の減少 5月29日、30日と6月19日、20日の比較

京都市四条通（約2.6km）及び烏丸通（約2.4km） 800台 245台（- 69.4%）

# 新制度における物流関係車両の取扱い

## 1 5分以内の荷捌き駐車は合法 【対策例】 (運転者が車両を離れない場合)



荷主の協力によるスムーズな荷捌き

## 2 物流事業者等の意見をも踏まえた駐車規制の見直し H16.1から全国で計画的かつ集中的な見直し ～約20,200区間、約15,800km(約8.7%)の駐車規制を解除・緩和～

### 【事例】



卸問屋街でパーキングメータ利用時間を2時間延長・貨物車優先駐車枠設置(大阪府)



自治体のまちづくり計画による道路整備等に伴い集配中の貨物車に限る駐車可規制(愛媛県)



中心市街地活性化の観点から、商店街について隔月交代の片側駐車禁止規制に緩和(富山県)

## 3 実際の取締りの運用

取締り活動ガイドラインに物流関係事業者からの要望を反映

～公表された重点場所・時間帯を中心にメリハリを付けた取締りを推進～

～午前中や深夜帯の荷捌き駐車需要に配慮して、取締りの重点時間帯を設定～

### 【事例】

・警視庁築地警察署

最重点路線	重点時間帯
新大橋通り	12時 - 21時

築地市場の荷捌き駐車需要に配慮

・警視庁渋谷警察署

最重点地域	重点時間帯
明治通り、国道246号周辺	11時 - 24時

幹線道路付近の荷捌き駐車需要に配慮

標章取付け作業中に運転者が現れた場合は、取付けを行わず警告にとどめる。



## 駐車禁止規制からの除外対象車両等

駐車禁止規制からの除外対象車両等の取扱いについては、概ね次のとおり

### 駐車禁止規制からの除外対象車両

- ・ 災害救助用車両
- ・ 救急自動車
- ・ 消防自動車
- ・ 電気、ガス、水道、電話等の事業について緊急修復を要する工事のため使用中の車両
- ・ 急病者等に対する医師の緊急往診のため使用中の車両
- ・ 身体障害者等で歩行困難な方が使用中の車両 等

### 警察署長の駐車許可対象車両

- ・ 5分以内に貨物の積卸しができない貨物自動車（引越し車両等）
- ・ 冠婚葬祭のための車両
- ・ 応急修理を必要とする車両
- ・ 介護保険法に基づく訪問介護事業のため使用する車両
- ・ 健康保険法に基づく訪問看護事業のため使用する車両 等

これらについては、既に一部の都道府県警察で実施しており、基本的には上記の制度において対応可能であるが、なお、業務の実態や地方の実情が様々であるため、関係業界団体等から要望があれば、その必要性等について事情を聴取した上で判断

### 最近問合せが寄せられたもの

- ・ 福祉タクシー（介護タクシー）
- ・ デイサービスへの送迎のため使用する車両
- ・ 緊急の検体検査のため使用する車両 等